

阿賀野市条例第6号

阿賀野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

阿賀野市道路占用料徴収条例（平成16年阿賀野市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「令第11条の8第1項」を「令第11条の9第1項」に改める。

別表中

「

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			58
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			120
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			290
	外径が1メートル以上のもの			580
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	960
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			970
	地下に設ける通路			580
その他のもの		960		

」

を

「

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			58
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			120
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			290
	外径が1メートル以上のもの			580
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3
		地下に設けるもの その他のもの		10
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	770
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	480

			地下に設けるもの		290
	その他のもの				960
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	960
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路				970
	地下に設ける通路				580
	その他のもの				960

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。